

介護保険負担限度額(食費・居住費)の 認定申請について

概要

介護保険施設・ショートステイを利用する際、利用料のほかに居住費(滞在費)及び食費の負担が必要となりますが、所得の低い方の施設利用が困難とならないように、下記の要件を満たす場合、負担額が軽減される制度があります。

※制度の適用を受けるためにはかほく市に申請し、認定証の交付を受ける必要があります。なお、認定証の有効期限は毎年7月末です。

所得段階	対象要件	資産要件
第1段階	・生活保護受給者 ・非課税世帯で老齢福祉年金受給者	<u>単身:1,000万円以下</u> <u>夫婦:2,000万円以下</u>
第2段階	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下	<u>単身:650万円以下</u> <u>夫婦:1,650万円以下</u>
第3段階(1)	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	<u>単身:550万円以下</u> <u>夫婦:1,550万円以下</u>
第3段階(2)	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超	<u>単身:500万円以下</u> <u>夫婦:1,500万円以下</u>

●申請の際に提出いただくもの●

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書
- ・本人・配偶者名義の全ての通帳(※提出日から2ヶ月以内の記帳があるもの)
※通帳のほか、資産要件を判定するために必要な書類は本紙裏面をご確認ください。
※申請書には個人番号の記載欄がございますので、記入したうえでご提出ください。
※本人以外の方が代理で提出する際は、代理の方の身分証明書も必要になります。
(写真があるものは1点、なければ2点必要)

申請方法等

要件を全て満たすと思われるときは、上記の提出物をかほく市役所長寿介護課または七塚・高松サービスセンターに提出してください。

審査の結果、対象になる場合は、決定通知書及び認定証を送付いたします。軽減の対象となるサービスを利用するときは、事業所に認定証を提示してください。申請していただいた月分から軽減の対象となります。

(裏面につづく)

軽減の対象となるサービス

- ・介護保険施設…特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院
- ・ショートステイ…短期入所生活介護・短期入所療養介護

○必要な添付書類

申告する項目	必要となる添付書類
市外に世帯分離している配偶者等の課税状況	配偶者の税証明
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(口座名義・口座番号含む) ※記帳してから2ヶ月以内のもの (インターネットバンクの場合はウェブサイトの写しでも可)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しでも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しでも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しでも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書等

※下記は預貯金に勘案しない。

生命保険、自動車、貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)、その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)

※預貯金等から多額の引出しがある場合、領収書など支払いを証明できる書類の提出がない場合は全て「手持ち資産」とみなして判定を行います。支払いに充てている場合は必ず領収書等(写しで可)を提出してください。

※認定後の調査により限度額を超過していることが判明した場合は、支給された額及び最大で支給額の2倍の加算金を納付していただく場合があります。

問い合わせ先

かほく市役所 健康福祉部 長寿介護課 長寿介護係 TEL 076-283-7122